

(新)違法伐採木材市場排除方策検討費

12百万円 (0百万円)

地球環境局環境保全対策課

1. 事業の概要

地球規模の環境問題である森林減少の進行を食い止めるには、持続可能な森林経営を促進することが重要であるが、これを阻害する原因の一つとして、違法伐採が指摘されている。

違法伐採対策として、これまでグリーン購入法による政府調達の対象を合法性・持続可能性が証明された木材とする措置を開始(平成18年4月)するなどの取組をしてきているが、さらに我が国の今後の違法伐採対策を充実するため、違法伐採された木材を国内市場から排除するためにEU、米国などの木材輸入国が実施する違法伐採対策について継続的に調査し、国内での実施可能性の検討を行う。また、中国、インドなどの開発途上国における違法伐採を市場から排除するための方策の検討・実施状況について、調査・情報収集し、我が国における適応可能性の検討を行う。(世界の木材輸入量:第1位米国・第2位中国・第3位日本)

2. 事業計画

平成22～25年度の4カ年計画で下記の調査を実施する。

- (1)木材調達政策先進国の制度把握調査
- (2)FLEGT・VPA交渉内容調査(注1)
- (3)米国レイシー法施行状況調査(注2)
- (4)その他木材輸入国における違法伐採の取組調査

3. 施策の効果

我が国の違法伐採木材の市場排除政策を強化することにより、世界有数の木材消費国として、世界の森林の保全と持続可能な森林経営に貢献する。

(注1)FLEGT・VPAとは

(Forest Law Enforcement, Governance and Trade ・Voluntary Partnership Agreement)

生産国で合法性が確認された木材しか輸入させないという自主ベースの二国間協定のこと。

(注2)米国レイシー法とは

米国違法伐採問題に対処するための水際対策のため、木材製品を米国に輸出するに当たって海外からの違法伐採木材製品の輸入、売買、所有を取り締まる法律。

違法伐採木材市場排除方策検討費



世界の違法伐採対策の2本柱

1. 森林分野の国際協力(ODAの活用)
2. 違法伐採木材の市場排除(市場の活用)
(我が国の取組)
 - ・政府調達から違法伐採木材を排除
(グリーン購入法)
 - ・木材調達のグリーン化の普及啓発(民間調達)

我が国の違法伐採対策の次のステップ

(参考とすべき他の木材輸入国の対策の情報収集
と国内適応可能性の検討)

- 欧州諸国の木材調達政策(情報提供手法)
- 米国レイシー法の施行状況
- EUのFLEGT / VPA交渉
- 中国、インドなど木材輸入国の対策

世界有数の木材消費国(世界第3位)として、世界の森林の保全と持続可能な森林経営に貢献

